平成２８年（フ）第１０３号
長野県松本市渚２丁目２番13号
債務者　中井　博子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５１号
長野県岡谷市加茂町２丁目７番24号
債務者　向山　恒子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第５２号
長野県岡谷市加茂町２丁目７番24号
債務者　向山　　仁
1　決定年月日時　平成28年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第２２５号
熊本市南区刈草１丁目１番20号　サンデンハイツ近見606
債務者　内村　正剛
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２６３号
熊本県上天草市大矢野町上2990番地
債務者　中嶋　和子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８６号
富山市神通町１丁目４－３　コーポ小西12Ｂ107号室、住民票上の住所富山県中新川郡立山町西大森402番地
債務者　スナックたんぽぽことスナックちかちゃんことスナックエリアこと　森田　睦子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２１号
熊本県合志市御代志1484番地１
債務者　**徳**永　文則
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８７２号
名古屋市中川区吉津３丁目1004番地　松下荘Ｔ―10棟303号
債務者　初田　龍二
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７１号
福岡県太宰府市朱雀３丁目９番37号　コーポラス朱雀107号
破産者　江島　計政
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７２号
福岡市南区五十川２丁目11番21―201号
破産者　宮原　正隆
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４０６号
福岡市南区長丘３丁目16番15―302号
破産者　木村　倫子
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３５６号
福岡市東区香椎２丁目５番43―301号
破産者　佐々木正晴
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３９０号
福岡市東区香椎２丁目５番43―301号
破産者　佐々木泰子
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５３号
相模原市南区相武台団地１丁目１番６―52号、開始決定時の住所相模原市中央区陽光台２丁目５番11号　メゾンエス陽光台206
破産者　櫻井　和美
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第９０号
富山県高岡市五十里西町66番地
破産者　城本　泰志
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１１９号
富山県高岡市能町1351番地２、開始決定時の住所富山県高岡市能町南３丁目22番地
破産者　脇坂八枝子
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第２１号
富山県砺波市石丸208番地２
破産者　石崎美津子
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第７５号
福岡県朝倉市桑原509番地
破産者　永野　順子
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部